

令和4年9月26日

株 主 各 位

大阪府茨木市大字佐保193番地の2
株式会社ユニバーサル園芸社
代表取締役社長 安部 豪

第49期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年9月24日に開催いたしました第49期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第49期（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）計算書類報告の件

本件は上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当は1株につき金22円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。
変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

変更前	変更後
第1章 総則	第1章 総則
第2条 当社は、次の事業を営むことを目	第2条 当社は、次の事業を営むことを

変更前	変更後
<p>目的とする。</p> <p>(1)～(11) (条文省略)</p> <p>(12)食料品、加工食品、調味料、酒類の 販売</p> <p>(13)～(16) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(17)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は株主総会の招集に際し、 株主総会の参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載又は表示すべき事 項に係る情報を、法務省令に定めるところ に従いインターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>目的とする。</p> <p>(1)～(11) (現行どおり)</p> <p>(12)食料品、加工食品、調味料、酒類 の<u>生産・加工・販売等</u></p> <p>(13)～(16) (現行どおり)</p> <p><u>(17)建築工事、内装仕上工事及びディ スプレイの企画、設計、監理及び施工</u></p> <p><u>(18)各種施設、展示会等の企画、設 計、監理及び施工並びに運営及び管理</u></p> <p><u>(19) (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第15条 当社は株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である情 報について、電子提供措置をとるものと する。</u></p> <p><u>2. 当社は電子提供措置事項のうち法務 省令で定めるものの全部又は一部につい て、書面の交付を請求した株主に対して 交付する書面に記載することを要しない</u></p>

変更前	変更後
(新設)	<p>ものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条</p> <p><u>2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>2. 本附則は前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第 3 号 議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本件は原案のおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に森坂拓実、安部豪、西川道広、片岡義雄の4氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第 4 号 議 案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に小林賢二氏が選任されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第49期期末配当金（1株につき22円）は、同封の「第49期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（令和4年9月26日から令和4年10月31日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください）。

以 上